

# 扶桑町建築物等における木材利用促進方針

## 第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号、以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、国及び愛知県が定めた方針に即し、扶桑町（以下「町」という。）の建築物における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用に関する目標の他、木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

## 第2 目的

町内の建築物等への木材利用の促進を通じ、町民に健康的でぬくもりのある快適な空間を提供するとともに、木材需要の拡大による森林の適正な整備及び保全、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に資することを目的とする。

## 第3 基本的事項

### 1 木造・木質化の推進

愛知県、扶桑町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び町民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が町内全域に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

### 2 町の責務

町は、法第5条の規定を踏まえ、その経済的社会的諸条件に応じて、その整備する公共建築物において木材の利用に努めるものとする。

### 3 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く町民の関心と理解を深めるため木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）を中心に、木材利用の意義やその効果について積極的に町民へ普及啓発を行う。

### 4 建築物木材利用促進協定制度の活用

#### （1）建築物木材利用促進協定制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

#### （2）建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

#### （3）建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。さら

に、協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

#### 第4 木材の利用の目標

- 1 町が整備する公共建築物において、下記のいずれかに該当する場合を除き、原則として木造化を図る。木造化が困難であるものについては、木造と非木造の混構造の採用も積極的に検討する。
  - (1) 建築基準法その他法令において、耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている建造物（将来において木材の耐火正当に関する技術開発の推進等を踏まえ、木造化が可能と判断される場合を除く。）
  - (2) 用途、安全性、維持管理等により木造化が困難と認められるもの
- 2 町が整備する公共建築物において、町民の目に触れる機会が多い部分を中心に、次のいずれかに該当する場合を除き、木質化に努める。
  - (1) 建築基準法等の法令において、木質化できないもの
  - (2) 用途、安全性、維持管理等により木質化が困難と認められるもの
- 3 町が整備する公共工作物において次のいずれかに該当する場合を除き、木材の利用に努める。
  - (1) 関連法令等において、木材の利用ができないもの
  - (2) 用途、安全性、維持管理等により木材の利用が困難と認められるもの
- 4 町が使用する備品等について、木材の利用に努める。

#### 第5 木材の利用の促進に必要な事項

- 1 愛知県・関係団体等との連携

町以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、愛知県や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を広く呼びかける。
- 2 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備にあたっては、設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても検討するよう努めるものとする。備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。また、公共建築物における木材の利用については、愛知県産材の利用に努めるものとする。さらに、木材を利用した施設の管理者は、施設利用者が木材の持つ良さや、木材利用の意義を知ることができるよう周知に努めるものとする。

#### 附 則

この方針は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。